

賃金補助制度 2.0 (Wage Subsidy Program 2.0/PSU2.0) の概要

1. 概要

- 9月23日にムヒディン首相により発表された景気刺激策補足イニシアティブパッケージ (KITA PRIHATIN) に盛り込まれた賃金補助制度。
- 3月27日に発表された賃金補助制度が9月30日で終了することを受け、依然として新型コロナウイルスの影響により売上減少に苦しむ企業を対象に、条件や補助額・期間を変更し、賃金補助制度 2.0として、10月1日より申請受付を開始 (12月31日まで)。
- 賃金補助制度 2.0では、24億リングを充当。

2. 補助内容及び受給条件

※企業規模 (従業員数) を問わず、受給条件は同じ。			
従業員数	75人以下	76人以上 200人未満	201人以上
① 補助内容			
補助対象者	月給 4,000 リング以下のマレーシア人従業員		
補助額	600 リング/人・月		
補助対象最大人数	75人	200人	
補助期間	<ul style="list-style-type: none">以前の賃金補助制度を受給している企業：3ヵ月今回初めて賃金補助制度を申請する企業：6ヵ月		
② 受給条件			
売上の減少	回復移動制限令 (RMCO) 発令 (2020年6月10日) 以降で、売上が前年比で少なくとも30%以上減少していること。※月別の売上で計算 (後述、7.)。		
雇用の登録	<ul style="list-style-type: none">雇用者及び従業員が、2020年9月1日以前に SOCSO または雇用保険 (EIS) に登録または拠出していること。雇用者は、2020年9月1日以前に会社登記所 (SSM) または地方自治体 (PBT) に登録していること。		
その他	<ul style="list-style-type: none">賃金補助制度を受ける場合、月額 4,000 リング以下の従業員に対して解雇を行わないこと。同制度を受ける雇用者は、従業員との話し合いのうえ、労働時間及び賃金の削減を行ってもよい。		

3. 申請方法

- 申請者は「雇用者」
- 必要書類を所定のウェブサイト (<https://prihatin.perkeso.gov.my/>) より提出する。
- 従業員情報に変更 (人数の増減など) があつた場合には、毎月15日までに更新した従業員リストを提出する必要がある。従業員リストの更新を怠つた場合には、法的措置が取られる場合がある。

4. 申請期間

2020年12月31日まで ※ただし、政府の財政状況によっては締切より早く終了する可能性有。

5. 必要書類 ※すべてオンラインで申請する

- (1) 従業員リスト（補助人数上限まで）
- (2) 雇用者の銀行口座情報（銀行預金残高証明書：Bank Statement の表紙コピー）
- (3) ビジネス登録番号（Business Registration Number：BRN）の情報
※所定フォームをダウンロードして記入し、提出。
※BRNは銀行口座を開設する際に付与される番号。詳細は、銀行に問い合わせ。
- (4) 会社登記書などの登記証明のコピー
- (5) 提出した書類に記載の情報等がすべて正しいことを示す宣誓書（PSU2.0 Declaration Form）
- (6)

6. 以前の賃金補助制度を受給／申請した場合の取り扱い（FAQ17番より）

- 以前の賃金補助制度を受給している企業も、条件に当てはまれば PSU2.0 にも申請が可能です。PSU2.0 の申請も承認された場合は、補助金の支給期間が3ヵ月延長されます。
- 以前の賃金補助制度に申請したが、却下された企業も、条件に当てはまれば PSU2.0 にも申請が可能です。

7. 売上が30%以上減少したことを示す方法（FAQ18番より）

- 前年同月比で30%以上減少していることがわかるように、月ごとの売上（2019年および2020年）を明確に示した資料を提出する必要がある。

（例：FAQ掲載）

月／年	売上	前年同月比（※参考）
2019年9月	RM100,000	-
2020年9月	RM69,500	▲30.5%（2019年9月比）
2019年8月	RM120,000	-
2020年8月	RM78,000	▲35.0%（2019年8月比）

8. SOCSO 問い合わせ先

Customer Services Officers 1-300-22-8000

※詳しくは9月25日付けのFAQをご確認ください。

<https://www.treasury.gov.my/kitaprihatin/program-subsidi-upah2-faq-en.pdf>（英語）

https://www.perkeso.gov.my/images/penjana/psu/25092020_FAQ_PSU_2.0_BM.pdf（マレー語）

以上

<ご参考> 賃金補助制度 (Wage Subsidy Program) の概要

※以下に記す賃金補助制度については、2020年9月30日で申請期間が終了しています。

1. 概要

- 3月27日にムヒディン首相により発表された景気刺激策の中に、賃金補助制度が盛り込まれた。一定の条件を満たした企業について、月給4,000リンギ以下の従業員を対象に一定額を補助する。4月6日にさらに拡充措置が発表された。4月18日付でよくある質問が改定。
- 6月5日にムヒディン首相が「短期経済回復計画」を発表し、賃金補助制度の補助期間が延長、条件が一部緩和された。6月9日付にてよくある質問が公開。※赤字が更新内容。内容は以下の通り；

2. 補助内容及び受給条件

※企業規模（従業員数）に応じて、補助内容及び受給条件が異なる。			
従業員数	75人以下	76人以上200人未満	201人以上
③ 補助内容			
補助対象者	月給4,000リンギ以下のマレーシア人従業員		
補助額 (1～3ヵ月目)	1,200リンギ/人・月	800リンギ/人・月	600リンギ/人・月
補助額 (4～6ヵ月目)	600リンギ/人・月	600リンギ/人・月	600リンギ/人・月
補助対象最大人数	75人	200人	
補助期間	6ヵ月		
④ 受給条件			
売上の減少	条件なし	2020年1月またはそれ以降の売上と比較して、売上が50%以上減少していること	
雇用者の登録	<ul style="list-style-type: none"> 雇用者及び従業員が、2020年4月1日以前に SOCSO または雇用保険 (EIS) に登録または拠出していること。 雇用者は、2020年1月以前に会社登記所 (SSM) または地方自治体 (PBT) に登録していること。 2020年1月以前に操業を開始していること。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 賃金補助制度を受ける場合、月額4,000リンギ以下の従業員の雇用を維持すること。(以前までは最低6ヵ月と記載があったが、6月9日FAQからなくなった) 同制度を受ける雇用者は、<u>従業員との話し合いのうえ</u>、労働時間及び賃金の削減を行ってもよい。 <u>観光業または回復移動制限令 (RMCO) 中に操業禁止業種となっている業種</u>については、無給休暇を取得している従業員も対象となる。また、同業種の場合は、雇用者ではなく従業員に対して直接補助金を支給する方式も選択可能。 		

3. 申請方法

- 申請者は「雇用者」
- 必要書類を所定のウェブサイト (<https://prihatin.perkeso.gov.my/>) より提出する。
- 申請が受理された後、7～14日以内に雇用者の銀行口座に補助金が振り込まれる。
- すでに賃金補助制度の申請が承認されている場合は、延長された3か月分（4～6か月目）の補助を受けるための再申請は不要。ただし、従業員情報に変更（人数の増減など）があった場合には、毎月15日までに更新した従業員リストを提出する必要がある。従業員リストの更新を怠った場合には、法的措置が取られる場合がある。

4. 申請期間

- 2020年9月30日まで ※ただし、政府の財政状況によっては締切より早く終了する可能性有。

5. 必要書類

- (1) 従業員リスト（補助人数上限まで）※所定フォームを利用
- (2) 雇用者の銀行口座情報（銀行預金残高証明書：Bank Statementの表紙コピー）
- (3) ビジネス登録番号（Business Registration Number：BRN）の情報 ※所定フォームを利用
※BRNは銀行口座を開設する際に付与される番号。詳細は、銀行に問い合わせ。
- (4) 会社登記書などの登記証明のコピー
- (5) 売上減少や従業員の解雇・給与カットを行わないことなどの宣誓書（PSU50フォーム）※所定フォームを利用
- (6) 売上の減少を証明できる補足資料（Financial StatementsやSales Reportsなど）
※76人以上の企業のみ提出必須。

6. 詳細及び所定フォーム

以下のSOCSOウェブサイトを参照。

<https://www.perkeso.gov.my/index.php/en/wage-subsidy-programme>

※申請は、上記URLの「Registration」から所定サイト (<https://prihatin.perkeso.gov.my/>) にすすむ。

<所定フォーム>

- 従業員リストフォーム（上記5.（1））
6. のURLにアクセスし、「Borang Maklumat Pekerja」からエクセルファイルをダウンロード。
- ビジネス登録番号記載フォーム（上記5.（2））
https://www.perkeso.gov.my/images/pengumuman/psu/Business_Registration_Number_BRN_-_ver_9_Apr2020.pdf
- PSUフォーム（上記5.（5））
https://www.perkeso.gov.my/images/pengumuman/psu/Akuan_Pengisytiharan_PSU50-ver_9Apr20202.pdf

7. 問い合わせ先

SOCSOの問い合わせ窓口

03-4262-5555
03-8091-5100
1-300-22-8000

8. その他

- 例えば、本制度を6月に申請して承認された場合、補助金は6月の賃金からの賃金が対象となる。申請より前の月に遡って支給されることはない。
- 日系企業を含む外資系企業も、上記条件を満たしていれば本制度の対象になることについては、4月6日にSOCSOに電話にて確認。

※詳細は、よくある質問（6月9日付、マレー語のみ）もご確認ください。

賃金補助制度に関するよくある質問（6月9日付）

https://www.perkeso.gov.my/images/pengumuman/psu/FAQ_PSU_Wage_Subsidy_-_18April2020.pdf

以上

【ジェトロが提供する情報のご利用について】

ジェトロが提供する情報及び助言の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行なっていただきます。お客様に提供した情報および助言の利用に関連して、万一お客様が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロは責任を負いません。
